

農林水産省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
7	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地方公共団体が申請する保安林解除申請や国有林の貸付申請等に伴う用地測量は原則、現地測量により実施されているが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩してきていることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を求める。	・保安林解除申請や国有林の貸付を受けると、現地測量による実測が行われているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間農地であり、また、登山道や遊歩道など広域な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高額な測量費用の負担が生じている。 ・保安林の解除については、どの範囲をおさる必要があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するもの解除を申請する入口の段階で、申請者に実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間での高簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。 ・国有林等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付もあるが、地方公共団体に於いて、登山道や遊歩道など広域な貸付を受けるケースもあり、申請の際には保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないが、有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要としても、地方公共団体が貸付を受ける場合の測量に代わって、実測による測量も進歩している。 なお、規則14条では「ただし、森林管理部長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、根拠も添付書類として実測図が求められている。	・地方公共団体における財政投資の削減、行政効率の向上が図れる。 ・貸付費用が削減できれば、厳密な貸付面積の求積も必要ないと思われる。 ・長期間にかぶ保安林解除等申請業務の時間短縮、簡素化が図られる。 ・現在貸付を受けている箇所がずれが生じている部分の修正(申請がスムーズ)に行われるようになる。	・森林法施行規則 ・保安林及び保安施設地区の指定、解除の取り扱いはついて ・国有林野の管理運営に関する法律施行規則	農林水産省	妙高市	福島県、胎内市、徳島市	〇土砂災害の増加に伴い、森林整備事業の必要性も増加しているが、保安林に係る手続きの簡略化により、保安林を要件の一つとする森林整備事業の促進に効果があると考えたい。 〇国有林野貸付申請等においては、車両通行が困難な山間部や見通しが悪い区域が、指示された現地測量による実測に困難を来す場合がある。また、国有林を長距離を歩く場合は異なる測量方法により作業をしなければならない場合がある。このため、GIS/GPSを活用した測量方式(国有林野の現地測量)が可能であれば、申請業務期間の短縮(行政経費の削減)などの効率化が図れる。 〇国有林の貸付については、登山道や遊歩道など広域の貸付を受けるケースもあり、申請の際には保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないが、有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要としても、地方公共団体が貸付を受ける場合の測量に代わって、実測による測量も進歩している。 なお、規則14条では「ただし、森林管理部長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、根拠も添付書類として実測図が求められている。	1.保安林について 保安林は、森林法に基づき、水源地等や災害防護などの公共の福祉の増進を目的として、開発行為や森林の採集について、一定の制限を行い、公益的機能の発揮を図っている森林であり、森林所有者等の財産権の制限を伴うものである。その区域・境界は、行為制限なく保安林制度の運用上、さらには違反行為があつた場合の事実認定の基礎をなすものであるため、測量成果については、現地実測による測量と同等の精度を確保し、測量精度の確保を図る必要がある。 2.国有林の貸付について 貸付の申請に必要な位置図、実測図は、その貸付が有償であるか無償であるかを問わず、貸付申請に係る土地の位置、形状、面積が明確に示されていることが、国有財産の適切な管理や貸付者、借受者双方の権利関係の明確化に上から重要であり、現地において貸付に係る区域・境界が明確に特定及び復元される必要がある。 3.国有林の貸付については、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる場合は、根拠の実測点を見取図で示すことにより、貸付に係る区域・境界が明確に特定及び復元出来る場合などである。	
8	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農業災害補償法の規定により、市町村が行う共済事業の義務付けの緩和	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない状況である。 本市においては、家畜共済の対畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。 伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(兵庫県農業共済統計年報)より、市としては家畜共済が必要ではない状態である。 【具体的支障事例】 共済の需要がないにもかかわらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例(「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならない。農業共済関係法令の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならない)により、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っており、それも困難な状況である。	(1)自治体が、地域の実態に応じた共済制度の設置を選択できるようにすること、地域に真正に必要な事業の適正な運営の確保に注力できるようにする。 (2)職員の事務負担軽減を図ることが出来る。	農業災害補償法第85条の7	農林水産省	伊丹市	—	—	農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずることとしている。共済事業を行う市町村において、このような問題があることも踏まえるため、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。	
74	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農業共済保険審査会の必置義務の見直し	【提案の背景】 本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。 そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起することとはなくなった。 また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て簡單に措置まで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 なお、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。 【具体的支障事例】 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも関わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の目途がない審査会の委員に就任する必要性を問われるなど、不適している状況である。	審査会に係る事務の負担軽減により本県業務の効率化が図れる。	農業災害補償法第131条、143条の2 都道府県農業共済保険審査会規程	農林水産省	石川県	群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、東京都、香川県、大分県	〇本県では昭和61年2月以降、開催実績は無く、平成16年9月に審査会の在り方を見直し、非常時の審査会として審査会が発出されたとき委員を委嘱することとしている。平成16年9月以降、開催実績がなく、委員の委嘱もしていないが、事務軽減のため調査義務の見直しは必要と考える。 〇本県においては、平成22年4月から農業共済組合が1組合化しており、法第131条の規定による審査会を行うこととはなくなった。また、昭和61年以降、農業共済保険審査会の開催実績はない状況である。長年開催実績がなく、今後の開催も殆ど見込まれないことから、必置義務の見直しが必要と考える。 〇本県も平成25年度に4つの農業共済組合と連合会が合併し、1特定組合化したことから、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起することとはなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て簡單に措置まで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 なお、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。 【具体的支障事例】 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも関わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の目途がない審査会の委員に就任する必要性を問われるなど、不適している状況である。	農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずることとしている。共済事業を行う市町村において、このような問題があることも踏まえるため、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。	
13	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	「強い農業づくり交付金」の市町村経由事務の廃止	国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県、市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	事業実施主体が、農業協同組合や農地計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、事業計画が市町村の算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならない。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交付手続きが進めない場合がある。 なお、行政や都道府県の専門知識、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村には人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人員費は交付されていない。	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1の(1)に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、事業計画が市町村の算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならない。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交付手続きが進めない場合がある。 なお、行政や都道府県の専門知識、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村には人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人員費は交付されていない。	農林水産省	三重県	横浜市、北海道、千葉県、東京都、奈良県、大分県	〇本市においても、県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要になり、市においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、事業実施主体は、事業の効率的な実施には不可欠となっているため、当省としては、引き続き、現行どおり、市町村を経由事務を維持した上で、市町村に一定の役割を担っていただきたいと考えている。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>①貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないか。</p> <p>②保安林内の遊歩道や登山道など永久構造物の設置を伴わない貸付に関しては、面積も広大となるとともに危険箇所も伴うことから、実測での測量は困難を極めるケースがほとんどである。ゆえに、GISを用いた地測測量を基本とし、現地の境界立会い、境界線の設置等について省略する方が妥当と考ええる。</p> <p>③遊歩道や登山道の実測となると視通確保や杭の設置等による伐採や掘削等も多くなり、保安林へのダメージが多くなる。実測がなければそれらダメージも解消される。</p> <p>④現在の貸付等に関しては、測量技術が確立される前の案件も多く、長い年数を経る中で、自然災害などによりルートの変更を余儀なくされているものがあるが、そのほとんどが、財政的な要因等でそのままの運用になっているケースが多くなっている。人員費等で高価な測量費用の掛かる実測がなくなること、それらが解消され、適正管理が進むものと思われる。</p> <p>⑤規則14条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。既知の実測点を見取図で示すことにより、貸付に係る区域・境界が明確に特定及び復元出来る場合などに限るのであれば、それを明確にしたほうがよいのではないかと考える。</p> <p>⑥「実測によらない簡易測量」については、GIS、GPSを用いた机上での地測測量とし、貸付箇所の整備等が完了したところで、見取り図、地図に基づき、所管森林管理署の現地立会いにより、最終確認を行う形でのほうがよいと考えられる。</p>				<p>【全国市長会】 権利関係等を勘案し、慎重に検討されたい。</p>		<p>国有林野を登山道や歩道として貸付けする場合において、GPSを用いるなどにより貸付に係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合は、国有林野の管理運営に関する法律施行規則第14条第1項のただし書きの規定に基づく承認を要する事例の1つとして検討して参りたい。</p>
<p>今回の提案により、本件が共済事業を行う市町村における問題点の一つであると認識していただいたことは一定の成果であると考えます。今後は、農業災害補償制度の全体的な見直し及び法制上の措置により、実現早期解消に向けた対応を強く期待いたします。併せて、可能であれば今後の見直しに向けた具体的なスケジュール案等もお示しいただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 農業共済と同様の取扱を可能とすること等、提案団体の意向を踏まえた対応の検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。</p>	<p>農業災害補償制度については、本年秋を目途に、共済事業の実施方法や運営組織のあり方等の検討を進めているところである。こうした中で、本件についても、問題を解消できるよう、引き続き検討を進めて参りたい。</p>
<p>都道府県農業共済保険審査会については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行うこと、今後、具体的なスケジュールをお示しいただいた上で、本県の提案要望についても、そのスケジュールに沿った法制上の措置を講じていただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 農業共済保険審査会の設置義務については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。</p>	<p>農業災害補償制度については、本年秋を目途に、共済事業の実施方法や運営組織のあり方等の検討を進めているところである。こうした中で、本件についても、問題を解消できるよう、引き続き検討を進めて参りたい。</p>
<p>今回の提案は、市町村経由事務の廃止を求めるものであって、事務費の交付を重むものではない。むしろ、事務費交付となると、そのための事務が更に発生する。付となり、農務水産省、都道府県にも市町村同様に、事務の負担をかけるという事務負担の悪循環が推測される。また、現状として、各市町村の農業振興の現場においては、経由事務の有無に関係なく、農業協同組合(以下、JAという)や農の担当者や口頭から密接な関係作りができています。また、経由事務を廃止した際も、事務の効率化、経由事務の廃止を行うことで、今以上に、現場において地域の農業者と意見交換する時間を持つことが、市町村は都道府県や事業主体であるJAと積極的に関与できるため、事業の効果的な実施にもつながると考えます。また、個人経営の農業者はともかく、JAや農地所有資格法人などの農業法人が事業実施主体の場合、市町村を経由しない方が効率的で円滑な事務手続きになる。特に、JA香川県は、県内の連協が統合された組織であり、市町村区域よりも規模が大きい。今後は、是々このような積極的な観点も必要となってきていくと思われる。時代の流れに即し、柔軟に制度の変更を検討していただきたい。</p>		<p>【横浜市】 市の修正予算に要する期間を踏まえると、実施できない場合が起こりうる。市に対する回答が示されていない。 市町村の積極的な関与が求められているが、国、地方農政、県、県先を適した市までの情報の伝達に時間を要するため、市では農業者の要望の把握や事業調整に十分な時間が取れず、実施が次年度へ先送りとなり弾力的な事業の運用ができない場合もある。</p>		<p>【全国知事会】 市の修正予算に要する期間を踏まえると、実施できない場合が起こりうる。市に対する回答が示されていない。 市町村の積極的な関与が求められているが、国、地方農政、県、県先を適した市までの情報の伝達に時間を要するため、市では農業者の要望の把握や事業調整に十分な時間が取れず、実施が次年度へ先送りとなり弾力的な事業の運用ができない場合もある。</p>		<p>本提案は予算執行に当たって地方自治体の裁量を増加させたことに伴い発生した事務に関する、都道府県と市町村の負担割合の問題であり、交付金執行に係る都道府県と市町村との役割分担のあり方について、関係者の意見を聴取した上で、対応を検討することとしたい。</p>



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	補足資料	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>見解</p> <p>①について、 ・進捗状況の把握は、単年度の目標値管理でなくとも、総合化事業計画の目標値に対しての進捗度の報告が可能である。 ・内容が重複する項目については、事業実施計画において省略しても問題はないと考えている。 ・農林水産省の見解では、「今後とも必要に応じて改善を図っていく」とあり、今回提案している「重複項目の省略」は改善提案の一つと考えている。</p> <p>②について、 ・農林漁業者等への直接的支援は効果的であるが、中山間地域等の経営体は小規模経営体が多く、国事業による直接的支援の対象になれないケースが大半である。 ・一方、国の整備事業交付金地域タイプは、整備施設の使用が新商品開発や成分分析等の試作的活用に限られており、製品製造を行うことができない。 ・市町村が地域タイプで整備する施設においても製品製造を認め、主体となって地域を取りまとめることで中山間地域等における6次産業化が飛躍的に進むと考えており、是非とも制度の見直し、緩和をお願いしたい。</p> <p>なお、鳥取県では、県単独事業で市町村が主体となった取り組みを支援する事業を今年度から開始した。 (詳細については、別添補足資料を参照されたい。)</p>	有	<p>見解</p> <p>【福井県】 ①について、 再計画は、「総合化事業計画をマスタープランとし、事業実施計画がアクションプランとなることは自明であり、再計画間で記載内容、記載順序等を整理することは可能と考える。また、総合化事業計画においては事業実施計画を想定した内容に整理すること、事業実施計画においては総合化事業計画の該当項目を参照、引用とすることで、計画策定の負担を減らすことが可能と考える。」</p> <p>【滋賀県】 ①について、 「総合化事業計画」と「事業実施計画」については、申請時期が異なることから、様々な外部環境の変化等により、内容に軽微な変更が発生することがある。そうした場合、「総合化事業計画」の変更手続に数ヶ月を要し、年度内に事業が完了せず、補助事業の申請自体が困難になることがある。</p> <p>従って、総合化事業計画と事業実施計画の一本化につながるような検討をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>①について 六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」と整備交付金の申請に係る「事業実施計画」は、審査内容と目的が異なることから、一次回答のとおり、一本化するとはできない。</p> <p>なお、事業実施計画の進捗目標については、事業実施主体毎に売上高の増加を直接的に考えて目標設定しているか否かにより目標値の設定の仕方が変わってくる。交付決定者(都道府県)が事業実施主体毎に毎年度の進捗を適切に管理するためにも、事業実施計画において年度毎の目標値を記載し、単年度毎の目標値管理を行うことが必要であると考ええる。</p> <p>これまでも、事業実施計画においては、様式に準ずる既存書式(データ等)がある場合、その旨の引用を可能にできたところであり、現在の様式以上に引用を可能とする項目があると考えるのであれば、具体的に提示頂きたい。</p> <p>②について 一次回答のとおり、6次産業化の施設整備は、「総合化事業計画」の認定を受け、売上高の成果目標の達成を図るため新商品の加工・販売等に主体となって取り組む農林漁業者等を直接支援することが、農林漁業者等の所得向上を図る上で効果的であると考えており、農林漁業者等が主体となって取り組む6次産業化への支援に当たっては、農林漁業者等が加工・販売施設等の事業実施主体となるのが適切と考えている。</p>
<p>都道府県の認可や国営事業の適否決定の協議等は、他目的使用等の状況により、認可等の判断を左右せず、その観点から土地改良財産の管理状況の把握を都道府県が行う必要はない。</p> <p>後段の、当該経由事務を廃止した場合の想定については、「土地改良財産取扱規則」第27条に基づき地方農政局長等から農村振興局長に定期報告されるので、都道府県に対しても参考送付されれば足りる。未管理委託施設の場合は、直接農林水産省に申請されている。</p> <p>なお、事例に都道府県が確保することをより事務の複雑化を防止し利便性を確保する趣旨とされているが、土地改良法施行令第69条によると、都道府県は申請書の経由であり、確認作業は都道府県に与えられた権限の範囲内で、都道府県には管理受託者(公法上の契約)を締結及び監督する責務も法上与えられていない。</p> <p>確認事務の煩雑化の防止という観点を重視するならば、申請書の記載事項や添付書類のチェックリスト等を国から直接管理受託者に配布し添付させた方が、現在よりも意識して書類を揃えしてもらえるようになり、より効果的な防止策になるのではないかと。</p> <p>上記以外に、政令制定当時は交通の便が悪く、全て紙媒体での書類のやりとりであったなど、都道府県で一括して申請書を送付する方法が効果的であったことが経由事務を義務付けていた理由とも考えられるが、現在は交通の便や業務の電子化等から、その意義もなくなっている。</p>	-	<p>【静岡県】 国営事業により運営された施設(以下「国営施設」という)は国が示す管理方法書等に基づいて管理受託者が管理しており、他目的使用・改築追加工事の承認は管理受託者である国が行う事務である。</p> <p>国営施設の他目的使用、改築追加工事等の書類を都道府県知事経由によることにより、都道府県が国営施設(土地改良財産)の管理状況を把握することまで原文から読み取れない。</p> <p>国営施設の改築追加工事では農政局出先事務所の意見書が付されるなど、管理受託者と農政局との間で調整されて県に送付されるの審査する余地がなく、都道府県知事経由とする意義は乏しい。</p> <p>県においては出先機関を経由して県本庁から国へ送付しており、書類の送付に時間がかかっている。処理の迅速さからも都道府県の経由を廃止した方が効果的であると考ええる。</p>	-			<p>土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用や改築・追加工事の経由事務については、</p> <p>① 都道府県は、土地改良区営事業や管理規程等の認可権者であり、また、国営事業においても適否決定に協議を受ける等一定の役割を担っていることから、土地改良財産の管理状況を把握しておくことは、都道府県としての事務の適切な実施に資する。</p> <p>② 土地改良区等が管理する土地改良財産に係る維持管理事業計画や管理規程の認可等の都道府県の事務が適切に行われることにより、より適切な土地改良財産の管理がなれることが期待されること、また、国営更新事業を行う場合の手続の円滑化が図られることから、都道府県が当該財産の管理状況を把握する観点から有効と考える。</p> <p>しかし、当該財産の管理状況の把握には、一次回答を踏まえた提案団体からの見解にもあるように、経由事務によらずとも地方農政局等から都道府県へ参考送付することで対応が可能であることを考慮し、このような対応(情報共有)を図りつつ、経由事務の廃止を前向きに検討することとしたい。</p>
<p>平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(別添1書参考)より国庫補助金等当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。」と定められており、財産処分時の財産価値が大幅に上昇したとしても、国庫補助金等の支出額を超える返還は生じない。よって、財産処分に伴う国庫返還のためという目的を鑑みれば、財産処分に伴う国庫返還に当たり、全ての用地について不動産鑑定を行ってまで正確な資産価値を算出する必要はないものと思料する。</p> <p>なお、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場について、検討を行う上の国庫補助金等当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。と定められており、財産処分時の財産価値が大幅に上昇したとしても、国庫補助金等の支出額を超える返還は生じない。よって、財産処分に伴う国庫返還のためという目的を鑑みれば、財産処分に伴う国庫返還に当たり、全ての用地について不動産鑑定を行ってまで正確な資産価値を算出する必要はないものと思料する。</p> <p>なお、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場について、検討を行う上の国庫補助金等当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。と定められており、財産処分時の財産価値が大幅に上昇したとしても、国庫補助金等の支出額を超える返還は生じない。よって、財産処分に伴う国庫返還のためという目的を鑑みれば、財産処分に伴う国庫返還に当たり、全ての用地について不動産鑑定を行ってまで正確な資産価値を算出する必要はないものと思料する。</p> <p>なお、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場について、検討を行う上の国庫補助金等当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。と定められており、財産処分時の財産価値が大幅に上昇したとしても、国庫補助金等の支出額を超える返還は生じない。よって、財産処分に伴う国庫返還のためという目的を鑑みれば、財産処分に伴う国庫返還に当たり、全ての用地について不動産鑑定を行ってまで正確な資産価値を算出する必要はないものと思料する。</p>	有	-	-			<p>貴提案のとおり、財産処分に伴う国庫返還に当たり、全ての用地について不動産鑑定を行い、正確な資産価値を算出することは必ずしも適当とは考えられない。</p> <p>このため、近隣の類似案件の評価額や当該用地の一部の評価額などから不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合は、残存簿価又は譲渡契約額を基にした国庫納付額の算定をできるよう、事業を所管している省内部局や処分承認事務を委任している機関の意見なども踏まえて、概ね年度内には具体的な算定方法を示せるよう検討を進めることとしたい。</p>



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>見解</p> <p>平成20年の包括承認制度の導入により社会経済情勢の変化等への対応が強化されたことは理解するが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に資する構築資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じており、地域活性化の支障となっているのが現状である。そのため、利用率及び必要性が低下した既存財産の活用を地方自治体の創意工夫により円滑に行うことができるよう制度の改正が必要である。</p> <p>また、今回の要望においては、地方公共団体が事業主体となったものに限定しており、加えて県の確認については継続するため、不適切な処理事業になる可能性は極めて低いと考えられることから、地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事業の報告のみ行うこととしていただきたい。</p>	<p>見解</p> <p>補足資料</p>	<p>補足資料</p> <p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>貴提案のとおり、地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利用財産の処分報告書の実質的な内容の確認については、都道府県の責任ある判断に委ねることとし、概ね年度内に関係機関への周知が行えるよう検討を進めることとした。</p> <p>ただし、この場合であっても、資料の添付遅れ等の形式上の不備があったときは、報告書の受理を留保する可能性があることから、引き続き、事前の報告とされたい。</p>
<p>農業経営体の法人化に際しての財産処分の承認に係る事務も法人化に向けた支障の一つとしており、簡も施策として推進している法人化を促進するためには、障害となっている事項については着目改善する必要がある。</p> <p>また、法人化に伴う財産の譲渡は、利用方法や補助目的に影響を与えないものでないことと不適切な処理とすることは考えられず、事務量の削減や簡素化に資するためにも、承認事項から届出事項への変更について、ご検討いただきたい。</p>				<p>法人化に伴う財産の譲渡であっても、法令上、財産処分に該当するため、財産の名称、数量等の必要最小限の事項を記載した財産処分承認申請書を作成していただくこととしている。</p> <p>地方、法人化に伴い法人化後の組織に補助対象財産が承継される場合については、国庫返納を求めないこととしていることから、国庫返納の要否を確認するに当たり、当該法人組織への財産の承継が分かる既存の資料(法人化計画書など)の添付を求めているに過ぎず、法人化に向けた支障となっているとは考えられないところである。</p>
<p>御回答の趣旨については理解したが、例えば、不採択となった事業者の今後の参考にもらうために、各地域ごとの採択件数や、当該年度の採択基準値(結果としてのボーダーライン)を示すことなどはできないか検討いただきたい。</p>	<p>【鳥取県】 ・支援体制整備事業では、実施要綱等に基づく配点が前年度と同点であっても年度によっては配分額が要望額から減額されている。 ・予算額とは異なって、重要経費算が超過するため配分額が縮減されることも想定されるが、その理由は配分を行った都道府県でも不明なため、明確な配分基準(減額理由)を示していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>県別の申請件数、採択件数、当該年度の採択基準値(ボーダーライン)については、都道府県によっては、そのような公表を望まないところもあり得ると考えられるので、これらの公表については、全ての都道府県の意向を確認し、全都道府県から公表することについて、了解を得られた場合には、公表することとする。</p>
<p>地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから達成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を実施して土壌等を採取しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行きながら、見つかり次第造成することが多くある。</p> <p>農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えられている。</p> <p>また、貴省からの回答では対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところとあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示ししたい以上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>	<p>【秋田県】 昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農業世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。</p> <p>一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前記②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとられない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。</p> <p>世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約19%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小しているものの、依然、高い水準を維持している。</p> <p>本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農業世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農業世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。</p>			<p>御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようにするためには、同法を改正する必要がある(ただし、地域創生法の特例を活用する場合を除く)。本提案を迅速に、対象業種の取り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、農工法は、支援事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討された。</p>

農林水産省 「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
134	B	地方に対する規制緩和	半島振興計画(農地除)に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとしているが、半島振興計画の作成に際して主務大臣が都道府県に要望を求めることができるとして、計画策定後の主務大臣への提出制度が改められる。	【現状】半島振興計画第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならぬ。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への動向が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。」	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期実現(地域の自立的發展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、山形県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、青森県		<ul style="list-style-type: none"> <li>○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。)</li> <li>○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が図られる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。</li> <li>○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。)</li> </ul>	<p>各府省から指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供依頼したところ、回答から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの審査について、その段階、関係府省に事業内容を確認した上で関係各府省に承認を行っており時間と労力を要した。また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで3か月を要した旨、御指摘を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国土と地方公共団体が協賛する形で、半島振興政策実施地における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興政策の方向性を定めるものもある。半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の効果性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議(同意)を求めているものとする。</p> <p>貴府からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今後の半島振興計画の策定手続において、国からの指図は、事業承認や紛争の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴県を含む圏域22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第4条第2項に基づき関係府政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等による一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今後の協議等においては、関係道府県に協議時の国等の出席を求めるとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールでの作業を進めてきたところである。</p>	
302	B	地方に対する規制緩和	半島振興計画(農地除)に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとしているが、半島振興計画の作成に際して主務大臣が都道府県に要望を求めることができるとして、計画策定後の主務大臣への提出制度が改められる。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならぬ。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への動向が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。」	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期実現(地域の自立的發展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。)</li> <li>○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が図られる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。</li> <li>○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。)</li> </ul>	<p>各府省から指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供依頼したところ、回答から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの審査について、その段階、関係府省に事業内容を確認した上で関係各府省に承認を行っており時間と労力を要した。また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで3か月を要した旨、御指摘を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国土と地方公共団体が協賛する形で、半島振興政策実施地における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興政策の方向性を定めるものもある。半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の効果性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議(同意)を求めているものとする。</p> <p>貴府からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今後の半島振興計画の策定手続において、国からの指図は、事業承認や紛争の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴県を含む圏域22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第4条第2項に基づき関係府政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等による一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今後の協議等においては、関係道府県に協議時の国等の出席を求めるとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールでの作業を進めてきたところである。</p>
135	B	地方に対する規制緩和	離島振興計画(農地除)に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しているときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定める際には、直ちにこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するかどうかの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期実現(地域の自立的發展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、山形県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、青森県		北海道、長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。)</li> <li>○手続が廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が図られる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。</li> <li>○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)</li> </ul>	<p>離島振興法(昭和49年法律74号)以下(法11)より、「法4第9条第5項に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10条及び第11項の規定に基づき、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができる。」と定められている。</p> <p>離島振興計画の事前審査は、これら適合性の確認を内閣府に迅速に実施し、国土と関係府政機関の事務負担を軽減することとされており、関係府政機関の承認を待たずに、国土審議会の承認を待たずに、関係各府省に承認を行っており時間と労力を要した。また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで3か月を要した旨、御指摘を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国土と地方公共団体が協賛する形で、半島振興政策実施地における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興政策の方向性を定めるものもある。半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の効果性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議(同意)を求めているものとする。</p> <p>貴府からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今後の半島振興計画の策定手続において、国からの指図は、事業承認や紛争の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴県を含む圏域22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第4条第2項に基づき関係府政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等による一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今後の協議等においては、関係道府県に協議時の国等の出席を求めるとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールでの作業を進めてきたところである。</p>
303	B	地方に対する規制緩和	離島振興計画(農地除)に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しているときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定める際には、直ちにこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するかどうかの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期実現(地域の自立的發展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。)</li> <li>○手続が廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が図られる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。</li> <li>○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)</li> </ul>	<p>離島振興法(昭和49年法律74号)以下(法11)より、「法4第9条第5項に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10条及び第11項の規定に基づき、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができる。」と定められている。</p> <p>離島振興計画の事前審査は、これら適合性の確認を内閣府に迅速に実施し、国土と関係府政機関の事務負担を軽減することとされており、関係府政機関の承認を待たずに、国土審議会の承認を待たずに、関係各府省に承認を行っており時間と労力を要した。また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで3か月を要した旨、御指摘を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国土と地方公共団体が協賛する形で、半島振興政策実施地における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興政策の方向性を定めるものもある。半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の効果性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議(同意)を求めているものとする。</p> <p>貴府からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今後の半島振興計画の策定手続において、国からの指図は、事業承認や紛争の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴県を含む圏域22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第4条第2項に基づき関係府政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等による一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今後の協議等においては、関係道府県に協議時の国等の出席を求めるとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールでの作業を進めてきたところである。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>貴府の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を发出している。</p> <p>今後の半島振興計画の策定手続における国から貴府への指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。</p> <p>なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。</p>
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>貴府の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を发出している。</p> <p>今後の半島振興計画の策定手続における国から貴府への指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。</p> <p>なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。</p>
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>なお、国への事前提出していた修正意見は抜句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の種々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よくしつやしい関連し点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。</p>
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>なお、国への事前提出していた修正意見は抜句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の種々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よくしつやしい関連し点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。</p>

農林水産省 「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	各府省からの第1次回答	
136	B	地方 規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を確保し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当該資金の貸付原資については、平成11年度以降追加達成することなく、自己財源により事業を実施している。 【具体的な支障事例】この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として適用している。近年漁業者が中古船やロープ等の購入のために当該資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債権保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】担保対象物の確保、定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当該資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直営方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	沿岸漁業従事者等の選択肢が増え、当該資金の活用拡大にもつながると考えられる。金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	山口県、中国地方知事会	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、宮崎県	○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金確保協議会において、保証人を確保できない漁業者が当該資金を利用できるよう、漁業関係者の確保から、債務保証制度の導入を希望している。 ○当該県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるを得なかった事例がある。 ○当該県においても、提案団体と同様に、担保対象物の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さかんにこの事例が増加することが予想される。 ○本県においては、長期返済や貸し崩れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、船舶機関による審査の方が賢い、押入れスリは減少する。また一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいこと等から、金融機関による審査の方が賢いという話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされている。 ○今後、民法が改正(債権保証)されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になるといえる。近年、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用が低下しているなか、各々の資金利用の低下が懸念される。 ○公益事業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と連帯保証人による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能とすることで案件となる場合、漁業者の経済負担の軽減を図る必要がある。	1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自主的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。 2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸融資を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、 ① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先される結果として、融資が行われない可能性がある。 ② 保証制度による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入に当たり、借受者に新たな負担(保証料等)が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。 3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後(H24:334件、H25:315件、H26:268件)貸し付けており、現行制度において多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。 他方、山口県における近年の実績は年間約1件(H24:0件、H25:1件、H26:1件)であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要する事由としてははしりもであると思われる。御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査し、上で慎重に行う必要がある。 4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され繰り返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう、措置する必要がある。また、本資金の借入の案件の融資判断は都道府県で行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある進達、進協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができると、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。
254	B	地方 規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を調達し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当該資金の貸付原資については、平成11年度以降追加達成することなく、自己財源により事業を実施している。 【具体的な支障事例】この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として適用している。近年漁業者が中古船やロープ等の購入のために当該資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債権保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】担保対象物の確保、定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当該資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直営方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	沿岸漁業従事者等の選択肢が増え、当該資金の活用拡大にもつながると考えられる。金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	九州地方知事会	山口県、徳島県	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県	○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と連帯保証人による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能とすることで案件となる場合、漁業者の経済負担の軽減を図る必要がある。 ○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金確保協議会において、保証人を確保できない漁業者が当該資金を利用できるよう、漁業関係者の構成から、債務保証制度の導入を希望している。 ○当該県においても、提案団体と同様に、担保対象物の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さかんにこの事例が増加することが予想される。 ○本県においては、長期返済や貸し崩れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、船舶機関による審査の方が賢い、押入れスリは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいこと等から、金融機関による審査の方が賢いという話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされている。 ○今後、民法が改正(債権保証)されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になるといえる。近年、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用が低下しているなか、各々の資金利用の低下が懸念される。 ○公益事業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と連帯保証人による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能とすることで案件となる場合、漁業者の経済負担の軽減を図る必要がある。	1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自主的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。 2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸融資を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、 ① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先される結果として、融資が行われない可能性がある。 ② 保証制度による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入に当たり、借受者に新たな負担(保証料等)が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。 3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後(H24:334件、H25:315件、H26:268件)貸し付けており、現行制度において多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。 他方、山口県における近年の実績は年間約1件(H24:0件、H25:1件、H26:1件)であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要する事由としてははしりもであると思われる。御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査し、上で慎重に行う必要がある。 4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され繰り返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう、措置する必要がある。また、本資金の借入の案件の融資判断は都道府県で行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある進達、進協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができると、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。
158	B	地方 規制緩和	農業・農地	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動助成事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実効として丸投げできない委託については50%を超えても委託可能とする	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動助成事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実効として丸投げできない委託については50%を超えても委託可能とする	府が事業実施主体として広域連携事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がないため、有害捕獲班を編成している市町村、猟友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かたせぬ必要と、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。事業の丸投げ/を禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日には現地に行く等を行っており、実態として丸投げではない委託については、認めたい。	鳥獣被害防止総合対策交付金(別記「鳥獣被害防止都道府県活動支援事業」)	農林水産省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	北海道、長野県、岐阜県	○委託事業であっても、事前の関係者や現地における調整、実施の確認など直接関係する部分もあるなど、全くの丸投げではない場合もあるため、一律金額で1/2とするのではなく、実態により2を越えても委託可能とされたい。 ○本交付金を活用したエコノミカの捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する道独自の専門員等がないため、猟友会等の狩猟団体へ委託を行わなければならない。また、捕獲設備を用いた有効利用事業の実施に当たっては、民間が持つノウハウを最大限活用し、道内外の方々にエコノミカの駆力を確保し、事業の委託を実施しているところである。これらの事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かたせぬ必要と、必要な事業量確保や効果的な事業執行に支障を来している。事業の丸投げを禁止する趣旨で、本交付金については、委託割合について50%以内の制限が設けられていると考えるが、道が実施している委託事業は、道が事業実施計画を策定し、委託事業者との各種検討や関係各所との調整、事業実施にあたり道職員の現地での確認や指導を行うなど、実態として事業の丸投げを行うような委託ではないため、認めたい。 ○広域に生息するカワウジについては、各市町村が単独で捕獲等を行うより、県が主体となって計画的に捕獲等を行うことが効果的である。しかし、県には捕獲等ができる職員がいないため、進達等へ捕獲等を委託しなければ実施できない。鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)については、事業の委託が事業費の50%以内とされているため、必要な事業量の確保に支障をきたしている。	今回、提案を頂いたケースについては、府が関係市町村と連携しながら広域連携計画を策定し、計画の実現にあたる一斉捕獲部分を猟友会が行うなど、事業のコントロールは府が行っており、丸投げにはあたらず、実質的に府事業の職員や役務の要請に列対応することができるとも判断される。なお、他県においては、同一事業について、議員や役務の要請で対応している場合もあること。このため、平成20年度予算執行過程において、当該事業について、議員や役務の要請を実施可能でることや、委託する場合においても、50%以内の制限を適用しないことが適当な場合は関係通知・明記することについて、検討を進めたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>見解</p> <p>旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされた。</p> <p>責務の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようなことが重要であり、懸念には当たらない。</p> <p>山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案においても、同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるものと考え。</p> <p>種々な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものがある。また、漁業等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。</p> <p>当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用が期待できるとも、漁業者も自らの実情に合わせて当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。</p> <p>以上から、制度改正は必要なものと考え、それにも関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされた。</p> <p>なお、詳細については補足資料を参照された。</p>	<p>見解</p> <p>【神奈川県】 2)について、 ①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聞いた上、県が貸付決定を行う。このため融資が行われなくなるという懸念は少ない。</p> <p>②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えたと協会保証を希望する者のみに適用する。</p> <p>3)について、 神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。</p> <p>4)について、 神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。</p> <p>【長崎県】 貸付資金の償還が確実に実行されることが制度存立の大前提ということであれば、融資融資方式と機関保証の導入により、原資がより確実に保全されることになり、保証人の確保ができなかった借受者も、当該制度を利用できるようになる。</p> <p>また、平成27年2月10日に決定された「民法(債権関係)の改正に関する案」では、保証人保護の案が優先されることになっており、公正証書の作成など保証人となることに対する手続きがより複雑になり、今以上に保証人確保が難しくなることが予想される。従って、現状のままでは、当該制度の利用を諦める事例が増えるのではないかと懸念される。</p> <p>なお、一般的に金融機関が融資困難とした案件を、都道府県が保証人のみで対応することは相当難しいと考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p> <p>旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見直しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。)</p> <p>また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。</p> <p>一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術や沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。</p> <p>水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や借還連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。</p> <p>なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。</p>
<p>見解</p> <p>旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされた。</p> <p>責務の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが重要であり、懸念には当たらない。</p> <p>山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案においても、同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるものと考え。</p> <p>種々な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものがある。また、漁業等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。</p> <p>当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用が期待できるとも、漁業者も自らの実情に合わせて当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。</p> <p>以上から、制度改正は必要なものと考え、それにも関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされた。</p> <p>なお、詳細については補足資料を参照された。</p>	<p>見解</p> <p>【神奈川県】 2)について、 ①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聞いた上、県が貸付決定を行う。このため融資が行われなくなるという懸念は少ない。</p> <p>②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えたと協会保証を希望する者のみに適用する。</p> <p>3)について、 神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。</p> <p>4)について、 神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p> <p>旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見直しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。)</p> <p>また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。</p> <p>一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術や沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。</p> <p>水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や借還連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。</p> <p>なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。</p>
<p>見解</p> <p>野生鳥獣の捕獲業務については、捕獲数量等を成果の目的とした請負業務にしないため、従来から業務委託として実施してきたところである。府が作成した全体事業計画において、その一部(捕獲作業)を委託する場などは、50%以内制限を適用しないよう検討している。</p> <p>また、そもそも50%以内制限が設けられている本質的な理由は何か明確に示して頂きたい。</p> <p>なお、委託ではなく請負業務として実施が可能であるならば、その手法について関係通知に明記していただきたい。</p>	<p>見解</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p> <p>委託割合の50%以内制限については、平成14年3月に閣議決定された、「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」において、第三者配型補助金の見直し等、公益法人に対する補助金交付のあり方が示されたことを踏まえ、委託する際の限度額を50%以内制限したところである。</p> <p>本件については、平成29年度予算検討過程において検討を進め、当該事業について、請負や役務の委託で実施可能であることや、委託する場合においても、「50%以内制限」を適用しないことが適当な場合を関係通知に明記し、地方公共団体に通知を行う予定である(通知発出は平成28年4月を予定)。</p>